

道徳教育の目標について

道徳に係る教育課程の改善等について—主に審議をお願いしたい事項（案）—

2. 道徳教育の目標、内容、指導方法、評価について

(1) 道徳教育の目標について

- 道徳教育の目標と道徳の時間の目標とを見直し、それぞれよりわかりやすい記述に改めるとともに、その相互の関係をより明確にすることについて

(1) 道徳教育の目標について

[これまでの主な指摘事項]

- 総則に定める道徳教育の目標は、総花的な記述の羅列になっておりわかりにくい。
- 「道徳性」を説明する「道徳的な心情」などの用語がわかりにくい。
- 価値そのものの教育も大事だが、なぜ良いのか悪いのか、なぜ正しいのか正しくないのかなどについて論理的に考える力の育成も重要。

(第2回の主な指摘事項)

- 目標について、盛り込まれている内容を項目別に記すなどわかりやすく整理することは考えられる。
- 道徳教育の目標には、主に社会との関係に関することが具体的に記載されているが、これを下位項目に落とし、コアの部分を表に出した短い表現にする方が理解しやすいのではないか。
- 「心が大事」だけではなく、認知的側面も含めた明確なものを目指すべき。
- 諸外国とも比較した上で、コンピテンシー概念と関連付けて実生活で生きて働くような力として見直す必要がある。豊かな人間性だけでなく、自律性や主体性の育成も視野に、道徳的な問題を解決する能力や論理的、創造的、批判的思考力についても道徳性に含めて考えるべき。
- 道徳性の要素の中に道徳的行為や習慣などの実践的部分を含めて考えるのか、道徳性は飽くまで内面的なものとして捉えるのか、明確にすることが必要。
- 現行学習指導要領解説では、道徳性について、内面に關わる部分と、道徳的習慣及び道徳的行為という実際の行動に關わる部分の両面を含めている。
- 道徳性とはそもそもが内面的資質であるが、その内面から行為として出てくる部分も一体化して捉えられているということではないか。
- 道徳で重要なのは「自律」。例えばコミュニケーション力についても自律に基づくコミュニケーション力が重要であり、単なる行動だけで判断すべきではない。

(2) 道德教育の目標と道德の時間の目標について

[これまでの主な指摘事項]

- 道德教育の目標である「道德性」を養うことと、道德の時間の目標である「道德的実践力」の育成との関係がわかりにくい。
- 道德的価値の自覚を深めることが本当に道德的実践力を養うことになるのかどうかについて十分に議論する必要がある。
- 内面的資質としての道德的実践力が強調される余り、道德教育における実践的な行動力等の育成が軽視されがちな面がある。
- 道德性の育成における各教科等の指導と、道德の時間におけるその補充、深化、統合の関係がわかりにくい。

(第2回の主な指摘事項)

- 道德教育で内面的な育成が大事なのは当然だが、「補充、深化、統合」と言われてもよくわからない。もっと具体的に明確に示した方が教員も教えやすい。
- 道德の時間と他の教科等の活動、日常生活が結びつなげるようにすることが重要。
- 教科化するのであれば、各教科との並びも踏まえ、目標の書き方もできるだけ具体的にすべきで、そのことが教員の指導の支援にもなる。
- 道德は「特別の教科」だけでやればよいと誤解されないよう、学習指導要領における総則と「特別の教科 道德」(仮称)の記述の接合の仕方に留意が必要。
- 道德教育全体の目標は総則に委ね、固有の部分を「特別の教科 道德」(仮称)の章に記載することを基本とすべき。
- 「道德的価値の自覚」と「道德的実践力」のどちらが目標なのか手段なのかがわかりにくい。
- 道德的価値についての認知的な理解は、体系的にしっかりと行うべきだが、飽くまで途中経過として位置付けられるもの。認知的部分については、評価についても一定程度可能ではないか。その上で、価値だけを学ばばよいのではなくて、道德的実践力を養うことが必要。
- 各教科等でも道德的実践力の育成はなされるが、道德の時間では、それを集約的に行うもの。
- 道德教育の目標と道德の時間の目標は異なるものとしなくてもよい。これらを生きる力の概念やコンピテンシーの概念と関連付けて考えるべき。例えば道德的実践力を基礎的・基本的な知識・技能の理解、道德的思考力・判断力、道德的心情、実践意欲・態度、道德的行動力・習慣からなるものとして捉えられないか。習慣が駄目なら習慣力はどうか。
- 平成10年の改訂以来、道德性と道德的実践力が非常に曖昧になってきている。道德的習慣と行為について、道德的実践力には入らない、道德性には入るとい

が、道徳性は内面のものであり、内面的な習慣性であればよいにしても、アウトプットされた習慣や行為は本来入らないはずではないか。

- 道徳的実践力も道徳性も、どちらも内面の育成。ある場面で道徳的行為だと考えられる行為を子供たちに実際にさせてみることを通じて価値認識が生まれ、道徳的実践力が高められる。道徳性と道徳的実践力については、学校で教員が本当に理解しやすいものにすべき。
- 道徳の時間に行動力等の育成まで目指すのか、それは特別活動等の役割なのか、明確にすることが必要。
- 道徳教育の目標は行為や習慣を外に表せるように育成することだが、道徳の時間は内面だけをやると割り切ってしまうと、道徳的実践を取り入れることやスキルの学習や体験的な学習はすべて特別活動や総合的な学習の時間でやるべきになってしまう。いじめが問題になる今、行動力についても道徳の時間である程度対応すべき。
- 他の教科等の活動あるいは特別活動との関連をもたせた指導について「特別の教科 道徳」（仮称）の章に明確に位置付けるべき。「特別の教科」において道徳の実践を主とするのではなくても、そうした活動も取り入れた上で道徳教育の要となることが重要。
- 実践力だけではなくて行動力が道徳教育の中で行われることが必要。

（3）発達段階を踏まえた目標の在り方について

[これまでの主な指摘事項]

- 今の道徳は、ある一つの価値項目について登場人物の行為や心情を追わせる指導にパターンが決まっている。特に中学校では実践に関わることや生活・生徒指導につながりやすい道徳を求めている可能性もある。児童生徒の発達段階を踏まえた目標の示し方を工夫するなど、その構造がより明確なものとなるよう改善すべき。

（第2回の主な指摘事項）

- 自律の前提として他律をどのように行うか。例えば発達段階を踏まえ、小学校低学年などでは行動面も少し組み入れた指導が考えられるか。一方、中学校では、高等学校との接続も考えつつ、環境倫理、生命倫理、情報倫理などの具体的な課題についても考えていくべきではないか。

[改善に向けての主な論点（案）]

(1) 道德教育の目標について

- 道德教育の目標は、引き続き「道德性を養うこと」とした上で、総則の規定は表現を整理してはどうか。
- 第3章の目標では、総則に述べた「道德性」を「道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性」と説明しているが、例えば、「思考力」などの認知的な側面を充実する必要はないか。

(2) 道德教育の目標と道德の時間の目標について

- 「道德性」と「道德的実践力」との違いは何か。道德教育の目標と道德の時間の目標を異なるものとして位置付ける必要はあるか。
- 内面的資質としての「道德的実践力」の過度の強調が、道德教育における実践的な行動力等の育成を軽視することにつながっているとの指摘をどう考えるか。
- 「道德的実践力」について、より平易で明解な表現に改めることはできないか。
- 道德の時間における「補充、深化、統合」とは具体的にはどういうことか、各教員に十分に理解されていないのではないか。より平易で明解な表現に改めることはできないか。

(3) 発達段階を踏まえた目標の在り方について

- 児童生徒の発達の段階を踏まえた目標の示し方についてどう考えるか。例えば、「道德の時間」について、小学校低学年、中学年、高学年、中学校程度の幅をもってより重点を明確にした体系的な目標を示すことについてどう考えるか。

(前回の議論を踏まえた新たな論点（案）)

- 道德教育の目標を道德性を養うこととした場合、道德性を内面的資質とするのか行為の部分も含めるのか。
- 道德教育の目標については、自律性や主体性の育成も視野に、道德的な問題を解決する能力や論理的、創造的、批判的思考力についても含めてはどうか。

○ 小学校学習指導要領（平成二十年三月文部科学省告示）（抄）

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

2. 学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬（いけい）の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓（ひら）く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

第3章 道德

第1 目標

道德教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性を養うこととする。

道德の時間においては、以上の道德教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道德的実践力を育成するものとする。

○ 中学校学習指導要領（平成二十年三月文部科学省告示）（抄）

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

2. 学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬（いけい）の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓（ひら）く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道德的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

第3章 道德

第1 目標

道德教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道德的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道德性を養うこととする。

道德の時間においては、以上の道德教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道德的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道德的実践力を育成するものとする。

○ 高等学校学習指導要領（平成二十一年三月文部科学省告示）（抄）

第1章 総則

第1款 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道德教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬（いけい）の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓（ひら）く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする。

道德教育を進めるに当たっては、特に、道德的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

道徳教育の充実に関する懇談会報告（平成25年12月）（抜粋）

第2章 道徳教育をどのような方向に改善することが求められるか

1 道徳教育の目標について

(2) 改善の方向

道徳教育の目標は道徳性を備えた人間を育てることであり、その重要性にかんがみれば、全人格的な教育である道徳教育を、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行うという現行学習指導要領の考え方は、今後とも重要であり、引き続き維持していくことが適当である。

道徳教育及び道徳の時間の目標についても、その基本的な考え方はおおむね適切と考えられるが、一方で、以下のような課題について検討する必要がある。

- ・ 学習指導要領総則に示す道徳教育の目標は、総花的な記述の羅列となっておりわかりにくい。
- ・ 道徳教育の目標である「道徳性」を養うことと、道徳の時間の目標である「道徳的実践力（内面的資質）」の育成との関係が、教師を含む関係者に十分に理解されていない。

また、これらの関係性が学習指導要領本体では必ずしも明確でないため、道徳教育の目標自体が内面的なものに偏って捉えられがちとなっている。

- ・ 道徳性の育成は、道徳の時間における道徳的実践力の育成に係る指導と、道徳の時間以外の各教科等における指導との相互作用によりなされるものであり、道徳の時間においてその補充、深化、統合を図ることとされているが、その関係性がわかりにくい。

そのために、道徳の時間とそれ以外の各教科等とを関連付けた指導が行われにくく、道徳教育の要であるはずの道徳の時間が効果的に活用されていないことがある。

- ・ 内面的資質としての道徳的実践力が強調されるあまり、道徳教育における実践的な行動力等の育成が軽視されがちな面がある。

学習指導要領にいかにか立派な「道徳教育の目標」を設定しても、それが正確に理解され、実践されることがなければ無益である。道徳教育を真に効果的なものとするためには、学校・教育委員会はもちろんのこと、児童生徒、保護者、地域住民なども含めたすべての関係者が、道徳教育や「道徳の時間の目標」を正しく理解し、

理念を共有し、その趣旨に沿って日々の教育活動を推進していくことが求められる。

このためには、道徳教育の目標と道徳の時間の目標とを見直し、それぞれよりわかりやすい記述に改めるとともに、その相互の関係をより明確にすることができるよう、学習指導要領を改訂することが求められる。

特に、道徳教育の目標は、道徳的な心情のみならず、道徳的な判断力、実践意欲と態度、習慣などの育成も含む総合的なものであり、児童生徒の内面を育てること、さらにその内面の力によって自発的・自律的に道徳的な行為ができるようにすることが重要である。このため、道徳の時間においても、内面的な「道徳的実践力」を育成することにより、将来の具体的な行為としての「道徳的実践」につながるようにすることを明確に意識して取り組むことが重要であることをあわせて示すべきである。

また、道徳の時間について、道徳教育の目標を実現する上でのそれ以外の各教科等との関係を改めて整理し、「補充、深化、統合」の具体的な方法などを明確化し、道徳教育の要（かなめ）としての中核的な役割を強化する必要がある。あわせて、子供一人一人が異なる資質や特性を有し、その成長には個人差があることに留意しながら、発達の段階（注1）を踏まえた目標の示し方を工夫するなど、その構造がより明確なものとなるよう改善する必要がある。

（注1）「子どもの発達には、子どもが自らの経験を基にして、周囲の環境に働きかけ、環境との相互作用を通じ、豊かな心情、意欲、態度を身につけ、新たな能力を獲得する過程であるが、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの子どもの成長における様々な側面は、相互に関連を有しながら総合的に発達する。（中略）」

子どもはひとりひとり異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差がある一方、子どもの発達の道筋やその順序性において、共通して見られる特徴がある。（中略）発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要である。」（子どもの徳育に関する懇談会「子どもの徳育の充実に向けた在り方について（報告）」（平成21年9月11日）より）

なお、子供の発達の段階については、脳科学の分野等においても、現在研究が進行中である。

おわりに

— 抜粋 —

しかしながら、こうした道德教育の本質やその実現のための方法論について、これまで教育関係者の間においても十分に議論がなされてきたとは言えないのではないか。本懇談会での議論では、「道德性」「道德的実践力」などの道德教育固有の用語がきわめて難解でわかりにくく、教員の間でも十分に理解されていないことがしばしば話題となった。このことに代表されるように、道德教育をめぐる議論はこれまで一部の狭い範囲で閉じられがちであり、その重要性をすべての関係者で共有し、積極的に取り組んでいこうとする意識や姿勢が十分でなかったのではないか。